

### 議題3 組織改正について

#### 1 改正内容

市の行政組織見直しに伴い、春日井市事務分掌条例の一部が改正されたことにより、教育委員会に属している図書館を平成24年度から市長部局である文化スポーツ部に移管させる。

#### 2 改正理由

- (1) 生涯学習の一体的な推進
- (2) 教育の観点だけでなく、家庭、地域ボランティア等、市民との協働による読書活動の推進
- (3) 市民にとってわかりやすく効率的な運営

#### 3 図書館の運営方法について

市長部局（文化スポーツ部）の職員に事務を補助執行させるため、「春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」に次の3号を追加する。

別紙3-1 参照

- (7) 読書の啓発に関すること。
- (8) 図書館に関すること。
- (9) 図書館協議会に関すること。

#### 4 その他

- ・ 社会教育法、図書館法及び図書館条例のもと公立図書館として運営する。
- ・ 教育委員会定例会に図書館長が出席し、事業内容を報告するとともに重要度の高い事項については委員会に諮る。
- ・ 学校図書館との関係は、子ども読書活動推進計画（市の計画）に従って堅持、推進される。

## 1 事務の補助執行とは

教育委員会等がその権限に属する事務の一部を市長部局に属する職員に執行させることを可能にするための、地方自治法第百八十条の七の規定(※1)。

当市においても文化スポーツ部に属する公民館やふれあいセンターといった出先機関の職員が、様々な事務の補助執行を行っている。

(※1)地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号） 関係部分抜粋  
第百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

## 2 春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（改正案）

（平成 21 年 2 月 25 日教委規則第 1 号）

（文化スポーツ部の職員に補助執行させる事務）

第四条 教育委員会は、次に掲げる事務を文化スポーツ部の職員に補助執行させる。

- (1) 生涯学習の推進及び調整に関すること。
- (2) 社会教育の振興に関すること。
- (3) 成人教育の講座に関すること。
- (4) 視聴覚教育に関すること。
- (5) 青少年教育の振興に関すること。
- (6) 図書室の運営に関すること。
- (7) 読書の啓発に関すること。
- (8) 図書館に関すること。
- (9) 図書館協議会に関すること。

- (10) 社会教育委員に関すること。
- (11) 公民館（東部公民館を除く。）に関すること。
- (12) 青年の家に関すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**※ 傍線部分が今回の規則改正で追加される部分**